

かぬま KANUMA-NIKKO にっこう



楡木大杉神社の夏祭り（鹿沼市）

誌上講演

その怒り、コントロールできます
103万円の壁がなくなるのですか？

法人会
消費税期限内納付
推進運動

2017（平成29年）夏号
vo.16.

8月1日／広報委員会
通巻第61号



16

公益社団法人鹿沼日光法人会

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

その怒り、コントロールできず

産業カウンセラー
柏木勇一

◆また怒ってしまった！

だめだな、おれは

◆自分の怒りのパターンを
知ってコントロール

ついむかついてしまった、そんな理不尽なことであるか——皆さんも、自分に対して、あるいは相手に対してイライラ、ピリピリしたことはあると思います。喜怒哀楽の感情の中で「怒り」が一番エネルギーを使い、それだから一番やっかいなものとされていて、怒りそのものは人間にとって自然の感情のひとつです。怒りを否定したり、抑え込んでしまうのではなく、上手にコントロールすることが鍵です。

「怒ってばかりいて部下との話し合いもうまくいかない。どうしたらいいか」という相談を受けました。40代、営業職のM課長でした。顧客との商談の待ち合わせ時間に遅れてきた20代の部下に「お前はいつも遅刻だ。社会人失格だ」と厳しく叱り、イライラしたままの商談はましまりませんでした。また怒ってしまったと反省しても後の祭り。上司らしい姿勢を示そうと昼食に誘いました。そこでも店員の態度が無礼、と文句を言っしまいました。思い通りに事が進まない時、怒りも感情のひとつとは分かっていても、つい我を

忘れてしまう、とM課長は語りました。

M課長自身、怒りは自然の感情であることは理解していましたが。皆さんも、怒り自体は良くも悪くもない、と、まず考えましょう。しかし、他人を攻撃したり、周囲に良くない影響を与えているとすれば、やっぱり制御すべき感情です。

コントロールの第一歩は、自分の怒りのパターンを知ること。誰に対してどの程度の強さで起きるのか、どんな時に起きやすいのかを具体的に把握してください。続いて怒りの制御、つまりコントロールの仕方です。ちょっとした硬い言葉になります「衝動・思考・行動」の3つの面から判断しましょう。例えば、自分の怒りはどの程度か、数値化してみます。数字が高ければ、どこまでなら自分を許せるのか、線引きすることで「まあ許そう」という思考ができるようになります。そして怒るかどうかの行動を選択することにつながります。自分ではどうにもならないことには怒ることを諦めることも行動です。

これを踏まえて、M課長には

「自分自身に対してアドバイスをする」方法を学んでもらいました。やり方は簡単です。職場の同じ管理職や、仲の良い友人が怒って取り乱していたらどう声をかけるか考えてもらいました。「だいぶ頭にきているね。ちょっと落ち着こうよ」「気持ちはおわるよ。でもそんなに怒ることかな」などが出てきました。それを自分に伝えればいいのです。これには練習が大事です。

M課長も納得しました。上司の部下対応のポイントとして、自分の気持ちをぶつつける前に、「部下に今、そして次にどうしてほしいか」を伝えることが大切、と伝えました。

◆怒りの対処法「6秒ルール」
——大事なものは呼吸

ここ数年、職場の研修では、アンガーマネジメントもテーマのひとつになっていきます。つまり怒りへの対処法。そこで出てくる「6秒ルール」です。怒

りをぶつつけそうになったら、6秒間我慢するという教えです。人の感情ピークは6秒という考えから、むかついたらとりあえず6つ数えると説明されています。ただ数えるのではなく、鼻から息を吸ってゆっくり口から吐くことが重要です。吐きながら「ひとつ」と声を出してみてください。自分へのアドバイスも、練習を重ねることで6秒という瞬間にもできます。自分は怒りっぽいと思っている人は、さあ練習をしてみましょう。



6秒我慢



産業カウンセラー
柏木 勇一

【筆者紹介】

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）
一九四一年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

103万円の壁がなくなるのですか？

〜経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答〜

税理士・租税訴訟補佐人
野川悟志

リサ：パート社員のAさんから質問があったのですが、Aさんの配偶者Bさんが受けられる所得税の配偶者控除の制度が変わるのですか。

サキ先生：いわゆる配偶者控除の103万円の壁については、平成29年度税制改正で配偶者特別控除とともに見直され、新しい制度は平成30年分以後の所得税について適用されます。

まず、話題になった103万円の壁について、お話しします。分かりやすくAさんを例にしますと、配偶者控除は、Aさんのその年の収入が給料収入のみの場合には、給与所得金額（給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額）が38万円以下であれば、Bさんが38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円ですが、今号では詳述しません）の所得控除が受けられる制度です。

したがいまして、Aさんの給与の収入金額が103万円である場合、給与所得控除額の65万円を差し引くと給与所得金額は38万円になり、Bさんは配偶者控除が受けられること

になります。このため、配偶者控除が受けられる給与収入の上限として103万円の壁と言われてきました。

リサ：給与の収入金額が103万円を超えると控除は受けられないのですか。

サキ先生：Aさんの給与所得金額が38万円を超える、つまり給与収入が103万円を超えると、配偶者控除は受けられません。控除額38万円を上限に配偶者控除とは別の配偶者特別控除の適用があります。ただし、所得制限があつて、Bさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。

今回の改正では、配偶者特別控除の控除額38万円の対象となるAさんの給与収入の上限が105万円未満から150万円に引き上げられ、改正後は給与の収入金額が103万円を超え、150万円までは38万円の配偶者特別控除（Bさんの合計所得金額が900万円以下の場合）を受けられます。

給与収入 (Aさん)	合計所得金額 (Aさん)	配偶者控除 (13, 26, 38万円)	配偶者特別控除 (1~38万円)	合計所得金額 (Bさん)
103万円の場合	38万円	38万円	—	900万円以下の場合
		26万円	—	900万円超950万円以下の場合
		13万円	—	950万円超1,000万円以下の場合
150万円の場合	85万円	—	38万円	900万円以下の場合
		—	26万円	900万円超950万円以下の場合
		—	13万円	950万円超1,000万円以下の場合

リサ：給与の収入金額が150万円を超えると配偶者特別控除は受けられないのですか。

サキ先生：配偶者特別控除は受けられませんが、AさんとBさんのそれぞれの合計所得金額に応じて控除額は通減します。ただし、改正後はいずれの制度もBさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用はありません。これまでお話しした改正後の制度の概要を表にまとめてみました。給与収入などによって適用される制度と控除額が異なりますので注意が必要です。

【筆者紹介】

野川悟志（のがわさとし）
1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。
近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「経営に活かす 税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）など。HPは「しながわ税経事務所」で検索

第6回通常総会、臨時理事会、記念講演会を開催！

会長に、高橋宏氏を再選

第6回通常総会

(公社) 鹿沼日光法人会第6回通常総会が、去る平成29年6月16日(金)、午後2時より、ニューサンピア栃木(鹿沼市)において開催、平成28年度事業報告、決算書類等の承認後、任期満了に伴う、役員人事の選任が行われ、理事42名、監事3名が選任されました。



当日、本総会は、正会員66名、委任状行使者963名の計、1,029名が出席して、会議は有効に成立し、開会となりました。

総会は、高橋会長挨拶の後、まず、平成28年度事業報告の承認を行い、平成28年度決算書類等承認について、次に、任期満了に伴う役員選任の件について上程、理事42名及び監事3名の選任について、可決いたしました。

なお、続いて総会終了後開催された、臨時理事会において、会長に高橋宏氏、副会長に、片柳伸一氏、池澤達夫氏、神保隆氏、伴和博氏、小野吉正氏、赤間郁雄氏、専務理事に中山裕二氏が選任されました。

なお、議事の内容については、次のとおりです。

【議事】

(1) 報告事項

1) 平成28年度事業報告の件
平成28年度事業報告について、資料により、「事業報告概要」、「組織」、「個別事業開催の状況」、「事業報告附属明細書」について説明を行い、全会一致承認を

得ました。

【第1号議案 平成28年度決算書類等承認の件】

資料により、「貸借対照表」「正味財産増減計算書、同内訳表」「財務諸表に対する注記」「附属明細書」についての説明の後、監事を代表して、大森監事より監査報告を行い、全会一致承認を得ました。

【第2号議案 任期満了に伴う役員選任の件】

任期満了に伴う役員改選に伴い、理事42名と監事3名の選任を行うことについて、各プロックより推薦された理事及び監事候補者について、全会一致承認を得ました。

*なお、平成28年度決算書類等は、当会ホームページで内容をご確認ください。

【その他の報告事項】

去る3月23日(木)第3回理事会で決議された「平成29年度事業計画」及び「平成29年度収支予算書」、及び「平成30年度税制改正提言について」の説明を行いました。

臨時理事会

第6回通常総会終了後、臨時理事会を開催し、「第1号議案 正副会長及び専務理事選定の件」「第2号議案 顧問推薦の件」「第3号議案 委員会委員推薦の件」について、決定しました。

記念講演会

会議終了後、フリーアナウンサー 牛窪万里子氏により、「信頼を築くためのコミュニケーション術」と題して、記念講演会を行い総会にお出でいただいた皆様、熱心にご聴講いただきました。



感謝状贈呈式

*受賞者名は、敬称略・順不同
となっております。

総会終了後、感謝状贈呈式を行い、まず、北條進午鹿沼税務署長より、税務行政に対する功労に対して、感謝状が贈呈されました。

【鹿沼税務署長感謝状】

- (公社) 鹿沼日光法人会副会長 野口義和
- (公社) 鹿沼日光法人会 女性部会
- (公社) 鹿沼日光法人会 職員 菊池信子



次に、当法人会運営に対する感謝状が、高橋会長より贈呈となりました。

【会員増強に対する功労者】

● 団体企業

鹿沼相互信用金庫

㈱ 足利銀行鹿沼支店

㈱ 足利銀行榎木支店

㈱ 栃木銀行鹿沼支店

㈱ 栃木銀行鹿沼東支店

㈱ 栃木銀行今市支店

㈱ 栃木銀行大沢支店

㈱ 栃木銀行日光支店

㈱ 栃木銀行鬼怒川支店

大同生命保険㈱宇都宮支社

AIU損害保険㈱宇都宮営業支店

【福利厚生制度推進功労者】

新井 利佳 (大同生命保険㈱宇都宮支社)

田中 優花 (同)

清水 真一 (AIU損害保険㈱宇都宮営業支店)

AIU富士インシユアランス

サービス㈱ (同)

大槻 清子 (アフラック宇都宮支社)

足利不動産㈱ (同)

(同)



【役員功労者】

西岡 一明

(公社) 鹿沼日光法人会副会長

相良 芳隆 (同)

野口 義和 (同)



第一回理事会

去る5月19日(金)午後二時より、ニューサンピア栃木において第一回理事会を開催、第6回通常総会開催日時、場所、付議事項の承認と、平成28年度事業報告決算書類等承認の件、及び、任期満了に伴う役員選任の件等について可決されました。

法人税・消費税の決算説明会を各支部において開催

法人税・消費税の決算説明会が、鹿沼支部では、去る6月20日(火)鹿沼商工会議所大会議室で、また、日光支部では、6月21日(水)、日光商工会議所大会議室において開催されました。

説明会では、鹿沼税務署担当官による、「税制の改正点」「決算において誤りやすい点」「気をつけなければならぬ点」等について、分かり易く説明をいただきました。また、当会からは、企業の税務コンプライアンス向上のための、「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」の活用について、説明を行いました。

会長就任あいさつ

会長 高橋 宏



このたび、第6回通常総会において、会長に選任いただきました高橋でございます。

引き続き、このような重責を担うこととなり、まだまだ不慣れな点も多くありますが、今後2年間責務を全うしてまいる所存でございますので、会員の皆様はもとより関係機関の皆様、ご協力ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

さて、法人会は健全な納税者の団体、そしてよき経営者を目指すものの団体として、いわゆる税のオピニオンリーダーとしての活動を展開しております。

また、会員研修会、懇親会等の各支部、各ブロックにおける事業や、企業支援事業や社会貢献活動を通じ

て、地域密着型の事業運営を展開しております。

さらに、毎年、国会や地方議会への税制改正要望という陳情活動や、次世代に対する租税教育活動を展開しており、その活動は、広く地域と企業に浸透しております。

今回、私は会長を引き受けるにあたり、会員増強を第一の活動目標に掲げました。

現在、鹿沼日光法人会は、組織率50%を割込み、会員数も2,000社を切る状況となっております。

今後、組織基盤の強化を図るため、まず、役員の皆様には「1役員1会員」の新規会員獲得を、また、会員の皆様には、法人会事業のPRと会員紹介のご協力をお願いし、就任にあたりましてのご挨拶いたします。

副会長・部会長の紹介



副会長
伴 和博



副会長
神保 隆



副会長
池澤 達夫



副会長
片柳 伸一



女性部会長
小田部 周子



青年部会長
齋藤 潔



副会長
赤間 郁雄



副会長
小野 吉正

よろしくお願いいたします。 役員一同



着任のあいさつ

鹿沼税務署長

館野 淳

この度の異動により、鹿沼税務署長として着任いたしました館野でございます。

大宮税務署特別調査官（総合調査）から転任してまいりました。前任の北條と同様によりしくお願い申し上げます。

鹿沼税務署管内は、「世界遺産」の日光の社寺を始め、「国宝、重要文化財」の建造物などの歴史的・文化的遺産も数多くあり、また、日光杉並木街道・華厳の滝や温泉街など日本を代表する観光地を管内に有する特色ある地域に勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人鹿沼日光法人会におかれましては、「よき経営者を目指す健全な納税者団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚のため、企業内統制面や会計経理面の質的向上に資することを目的とした国税庁後援事業でもあります「企業の税務コンプライアンス向上」

への取組を積極的に行うとともに、青年部・女性部を中心とした「租税教育活動」・「税金クイズ」などの社会貢献活動の積極的な展開など、高橋会長をはじめ、法人会役員及び会員の皆様方の日頃の取組に、心から敬意を表する次第であります。

さて、私どもは、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命としております。

このため、善良な納税者には親切丁寧な行政サービスを提供する一方で、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正・公平な調査、徴収に取り組みとともに、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxを始めとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。本年度においては、平成31年10月から実施される消費税

の軽減税率制度に関して、円滑な導入を図るため、当制度に関する周知・広報を積極的に行うこととしておりますので、説明会の開催などにご支援をお願い申し上げます。

また、鹿沼日光法人会会員企業の皆様には率先してe-Taxをご利用していただいているほか、納税証明の請求やダイレクト納付等の手続きに関しましても積極的な利用をいただいているところであり、法人会の皆様の日頃からのご協力に対しまして、深く感謝いたしますとともに、今後におきましても税務行政のよき理解者としてより一層の努力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人鹿沼日光法人会の益々の発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしました。着任のあいさつとさせていただきます。

鹿沼税務署に着任いたしました。よろしくお願ひいたします



職名 / 署長
氏名 / 館野 淳 (たての じゅん)
前任地 / 大宮税務署 特別調査官 (総合調査)
趣味 / スポーツ観戦、音楽鑑賞

法人会に一言

法人会会員の皆様方とは、引き続き良好な協力体制の下、税務行政の推進を図っていきたく考えております。

好きな言葉

チャレンジ

鹿沼税務署をよろしくお願ひいたします。



職名 / 総務課長
氏名 / 大塚 美智代 (おおつか みちよ)
趣味 / スポーツ観戦、旅行

法人会に一言

昨年に引き続きお世話になることとなりました。法人会会員の皆様方とは、良好な協力体制のもと、研修会や社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与するとともに、税務行政の推進も図っていきたく思っております。

好きな言葉

一期一会

鹿沼税務署定期異動

(平成29年7月)

課・部門	新 任		
	職 名	氏 名	旧勤務地・職名
	署 長	館 野 淳	大宮税務署 特別調査官(総合調査)
総 務	総務課長	大 塚 美智代	留任
管理運営一	統括官	赤 羽 真	留任
管理運営二	統括官	御子柴 淳	所沢税務署 管理運営2 連絡調整官
徴 収	統括官	大根田 幸 夫	留任
個人課税一	統括官	長谷部 真 二	長岡税務署 個人課税1 統括官
個人課税二	統括官	青 木 正 人	留任
資 産 課 税	統括官	小 室 昭	太田税務署 資産課税 統括官
法人課税一	統括官	渡 邊 英 男	大宮税務署 国際税務専門官
法人課税二	統括官	稲 葉 芳 昭	留任
法人課税三	統括官	まつしほ 松 豊 佐智恵	留任
法人課税一	総括上席	星 由美子	栃木税務署 法人課税2 上席調査官
総 務	係長	田 代 典 寛	宇都宮税務署 法人課税2 調査官
総 務	係長	佐 藤 大 輔	宇都宮税務署 資産課税2 調査官
管理運営一	総括上席	小 沼 宗 久	宇都宮税務署 管理運営3 上席徴収官

新会員紹介

(平成28年4月～平成29年3月)

ご入会ありがとうございます。

(順不同)

鹿沼支部			社会保険労務士法人 レクシード	社会保険労務業	鹿沼市東末広町 1940-12
鹿沼ブロック			(株)大貫商店	卸売業	鹿沼市西茂呂 2-16-15
企 業 名	業 種	所 在 地	粟野ブロック		
(株)YTSK COMPANY	建設業	鹿沼市西鹿沼 177-3	(株)とらや	建具家具製造販売工事業	鹿沼市深程 1673
上殿運送(有)	貨物自動車運送業	鹿沼市坂田山 3-176	日光支部		
(株)ミンナのミカタ	福祉サービス業	鹿沼市茂呂 2533-12	今市ブロック		
(株)オガヤ	おが粉製造販売業	鹿沼市下日向 993-1	(株)美彩たむら	総菜販売業	日光市大室 1830-150
(株)クウカン	管工事業	鹿沼市茂呂 788-14	介護予防ばーとなー小平合同会社	通所介護事業	日光市豊田 330-7
(株)大森園芸	園芸用土製造販売業	鹿沼市上石川 1063	(有)マウント・グリーン牧場	畜産業	日光市塩野室町 1898-7
(有)マロニエ観光	観光業	鹿沼市野尻 394	(株)NICO	通所介護事業	日光市豊田 330-7
(株)廣田組	建設業	鹿沼市高谷 1078-1	日光ブロック		
サンユニオン	プラスチック金型製造業	鹿沼市野尻 331-12	(株)YOUR'S LIFE	保険業	日光市久次良町 86-1
車買取 車楽	小売業	鹿沼市銀座 1-1276	藤原栗山ブロック		
(株)SVS	獣医サービス業	鹿沼市上野町 106-5	(有)雪印牛乳鬼怒川販売所	乳類販売業	日光市鬼怒川温泉滝 436
			(株)おさるランド	娯楽業	日光市柄倉 763

(注)掲載させていただきました上記企業は、掲載をご了解いただいた企業です。

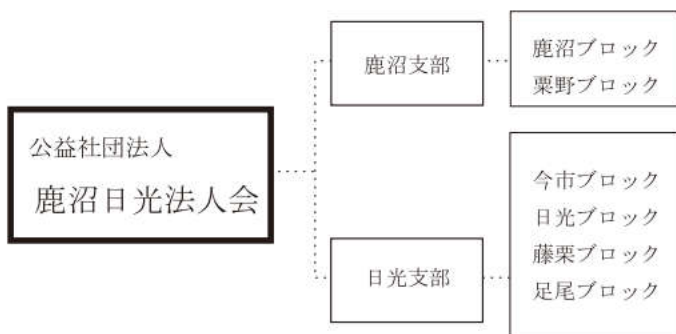
(公社) 鹿沼日光法人会新役員名簿

(平成29年 6月16日現在)

役職名	氏名	企業名
顧問	上原 昭夫	(株) キョウリツ
同	関口 明	関東信越税理士会鹿沼支部
会長	高橋 宏	(株) 鹿沼ランチサービス
同	片柳 伸一	(株) 八百半フードセンター
副会長	池澤 達夫	(株) 池澤設計
同	神保 隆	(有) 神保栄三久商店
同	伴 和博	(有) 富士屋食堂
同	小野 吉正	(有) 鬼怒川パークホテル
同	赤間 郁雄	(有) 赤間造林土木
専務理事	中山 裕二	(公社) 鹿沼日光法人会
理事	吉村 繁	(有) 吉村印刷
同	小田部 周子	丸二産業(株)
同	山崎 倫哉	(有) 山崎モータース
同	原田 久男	(株) ユニティ
同	阿部 真一	晃南印刷(株)
同	森田 壮重	(株) カルックス
同	山口 宏一郎	(株) 山口製作所
同	香川 道雄	(有) 鹿沼スイミングスクール
同	金子 昭彦	(株) カネコアルトップ
同	安田 博	(株) 安田測量
同	上原 恒久	(株) キョウリツ
同	加藤 昌彦	エムシーシー(有)
同	小太刀 昌子	(有) マーサーズ
同	米山 しづ子	米山そば工業(株)

役職名	氏名	企業名
理事	樽見 正衛	鹿沼木工(株)
同	牛久 忠	(有) 牛久自動車修理工場
同	和久井 保男	(有) 松屋旅館
同	西岡 一明	(有) 三興社印刷所
同	糸井 駿也	社団医療法人明倫会
同	湯浅 有二	(有) ユアサ
同	齋藤 潔	大沢運送(有)
同	鮫島 ゆき子	(株) 鮫島工業
同	三中 春彦	(有) 日光有機
同	岸野 房子	(株) 岸野
同	鶴巻 正男	(株) 三本松茶屋
同	根本 芳彦	(株) 春茂登旅館
同	石田 繁寿	(株) 石田屋
同	竹内 俊朗	(有) 竹内物産店
同	山城 晃一	(株) 平の高房館
同	荒引 貞子	(有) 荒引水道
同	遠藤 晴希	(株) 緑水
同	高橋 克典	(株) ホテルサンシャインきぬ川
同	神山 和雄	(有) 神山鉄工所
同	古木 正之	(有) 古木組
監事	大森 尚子	大森尚子税理士 社会保険労務士事務所
同	橋本 公之	鹿沼相互信用金庫
同	小林 達夫	(株) 丸重

支部 (組織) のご案内



支部ブロックの役員名

鹿沼支部	支部長	高橋 宏
	副支部長	片柳 伸一 (鹿沼ブロック担当)
日光支部	副支部長	池澤 達夫 (栗野ブロック担当)
	支部長	神保 隆
	副支部長	小林 達夫 (今市ブロック担当)
	副支部長	伴 和博 (日光ブロック担当)
	副支部長	小野 吉正 (藤原栗山ブロック担当)
	副支部長	赤間 郁雄 (足尾ブロック担当)

委員会委員名簿

役職名

委員名

企業名

所属ブロック

役職名

委員名

企業名

所属ブロック

【総務委員会】

委員	森田 壮重	(株) カルックス	鹿沼
同	樽見 正衛	鹿沼木工(株)	粟野
同	湯浅 有二	(有) ユアサ	今市
同	石田 繁寿	(株) 石田屋	日光
同	小野 吉正	(有) 鬼怒川パークホテル	藤原栗山
同	荒引 貞子	(有) 荒引水道	同
同	若月 良則	(株) 渡良瀬商事	足尾

【組織委員会】

委員	片柳 伸一	(株) 八百半フードセンター	鹿沼
同	高橋 浩昭	(株) 足利銀行鹿沼支店	同
同	南澤 薫	(株) 足利銀行鹿沼東支店	同
同	岡田 誠司	(株) 足利銀行榑木支店	同
同	大橋 重信	(株) 栃木銀行鹿沼支店	同
同	市村 正道	(株) 栃木銀行鹿沼東支店	同
同	長岡 修	(株) 筑波銀行鹿沼支店	同
同	篠原 重明	鹿沼相互信用金庫本店営業部	同
同	膝附 道明	(株) 足利銀行栗野支店	栗野
同	橋壁 俊明	鹿沼相互信用金庫栗野支店	同
同	中田 剛史	(株) 足利銀行今市支店	今市
同	荻原 孝志	(株) 栃木銀行今市支店	同
同	大塚 久	(株) 栃木銀行大沢支店	同
同	辻森 広幸	鹿沼相互信用金庫今市支店	同
同	吉羽 章治	(株) 栃木銀行日光支店	日光
同	佐藤 克彦	(株) 足利銀行日光支店	同
同	笹崎 康男	(株) 足利銀行鬼怒川支店	藤原栗山
同	市田 治雄	(株) 栃木銀行鬼怒川支店	同
同	神山 和雄	(有) 神山鉄工所	足尾

【税制委員会】

委員	阿部 真一	晃南印刷(株)	鹿沼
同	牛久 忠	(有) 牛久自動車修理工場	粟野
同	西岡 一明	(有) 三興社印刷所	今市
同	伴 和博	(有) 富士屋食堂	日光
同	相良 栄直	相良建設(株)	同
同	遠藤 晴希	(株) 緑水	藤原栗山
同	古木 正之	(有) 古木組	足尾

【広報委員会】

委員	吉村 繁	(有) 吉村印刷所	鹿沼
同	北岡 敏行	(有) 北岡	粟野
同	鮫島 ゆき子	(株) 鮫島工業	今市
同	鶴巻 正男	(株) 三本松茶屋	日光
同	山城 晃一	(株) 平の高房館	藤原栗山
同	赤間 郁雄	(有) 赤間造林土木	足尾
同	高田 清一	足尾化学工業(株)	同

【研修委員会】

委員	原田 久男	(株) ユニティ	鹿沼
同	池澤 達夫	(株) 池澤設計	粟野
同	木下 清孝	日瓢礦業(株)	同
同	粉川 昭一	(有) 協栄技研	今市
同	根本 芳彦	(株) 春茂登旅館	日光
同	高橋 克典	(株) ホテルサンシャインきぬ川	藤原栗山
同	山田 久子	(株) 山田組	足尾

【厚生委員会】

委員	安田 博	(株) 安田測量	鹿沼
同	和久井 保男	(有) 松屋旅館	粟野
同	神保 隆	(有) 神保栄三久商店	今市
同	三中 春彦	(有) 日光有機	同
同	竹内 俊朗	(有) 竹内物産店	日光
同	福田 慶子	(有) 福洋電機商会	藤原栗山
同	腰塚 肇	(有) 愛光舎牧場	足尾

(注) 委員会の委員長及び副委員長は、今後、会長からの委嘱の後、委員の互選により決定となります。

税金 問答



問い1

当社は、災害時における非常用食料品としてフリーズドライ食品を従業員分として延べ100人相当分を購入し備蓄しました。品質保証期間は20年とされていますが、長期保存のきくものであっても購入時の損金の額に算入していいでしょうか。

答え

備蓄時（購入時）に、事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

理由

1. 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること
2. 長時間保存がきくとしても、食料品は、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと
3. 災害時の非常食は、備蓄をすることをもって事業の用に供したと認められること
4. 類似物品として、消火器の

中身（消化液等）は取替時の損金として取扱っていること

問い2

当社の海外支店で取引上のトラブルから、現地において罰金を支払うこととなりました。この罰金は、現地の地方公共団体が裁判手続（刑事訴訟手続）を経て課されたものですが、当社の損金の額として算入することはできますか。

答え

国内の法人が納付する外国又はその地方公共団体が課す罰金又は料に相当するものについては、国内の罰金及び料と同様、損金の額に算入しないこととされています。

外国又はその地方公共団体が課す罰金又は料に相当するものとは、裁判手続（刑事訴訟手続）を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものということとされています。

したがって、今回の問いの、現地で支払うこととなった罰金については、外国の地方公共団体により裁判手続（刑事訴訟手続）を経て課されたものとのこととから、損金の額に算入することはできません。

なお、アメリカに代表されるいわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続（刑事訴訟手続）を経て課された罰金又は料に相当するものに該当することとされています。

※この事例については、問いに係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、事案の内容を全部表現したものではありませんので、具体的な取引等に適用する場合には、この内容と異なる課税関係が生じることがあることに注意してください。

訴訟手続）を経て課された罰金又は料に相当するものに該当することとされています。

消費税軽減税率制度説明会の開催について

鹿沼税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時	開催場所
平成29年10月3日(火) 午後2時～3時	藤原総合文化会館 2F 会議室 (日光市鬼怒川温泉大原 1404-1)
平成29年10月12日(木) 午後2時～3時	日光市中央公民館 中ホール (日光市平ヶ崎 160)
平成29年10月25日(水) 午後2時～3時	鹿沼市民情報センター 2F 子育て情報室 (鹿沼市文化橋 1982-18)
平成29年11月7日(火) 午後2時～3時	栗野コミュニティセンター 視聴覚室 (鹿沼市口栗野 1780)
平成29年11月9日(木) 午後2時～3時	足尾行政センター 2F 会議室 (日光市足尾町通洞 8-2)
平成29年11月21日(火) 午後2時～3時	鹿沼市民情報センター 2F 子育て情報室 (鹿沼市文化橋 1982-18)
平成29年11月29日(水) 午後2時～3時	日光市日光総合会館 大会議室 (日光市安川町 2-47)

【お問合わせ】鹿沼税務署 法人課税第一部門 担当：渡邊 英男 電話番号 0289-64-2151 内線 610 税務署にご連絡いただく場合は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

年末調整説明会

11/20(月)
11/21(火)

鹿沼市文化センター
日光市今市文化会館

13:30～15:30
13:30～15:30

税制改正に関する提言」まとまる!!

(一社) 栃木県法人会連合会では、この度、平成30年度税制改正提言をまとめました。

今後、当会においても、各支部で、地元の市長、市議会議長に対する要望を行うこととなっておりま

す。法人会では例年にならない、会員の意向を把握するため、アベノミクスの評価、消費増税先送りの可否、行財政改革、社会保障制度の改革や税負担のあり方などをテーマにしたアンケート調査を実施しました。

これらを踏まえて、平成30年度税制改正に関して、次のとおり提言します。

今回、要望の内容を掲載して、会員の皆様へのご報告とさせていただきます。

「平成30年度 税制改正に関する提言」(抜粋)

【要望の趣旨】

英国のEU離脱、その後の米、国トランプ大統領の登場により、グローバルな国際分業と、その中での自由な交易の環境が、自国第一、保護主義へと回帰するおそれが生じ、国際情勢が変化するのでないかと思われま

す。殊に、優れた技術を背景とした自由貿易が、成長の柱である我が国にとつては、少なからず影響があるのではないかと懸念して

います。また、国内においては、輸出

と設備投資に支えられて年率1%程の成長はみられるものの、国内総生産(GDP)の6割を占める個人消費には力強さがなく、国内経済に明るさはみられません。

【要望内容】

1. 地方経済と中小企業の活性化

アンケートで景気が良いと回答したのは、昨年の9%に対して、今回は2・7%と大幅に減少しています。

中小企業が事業を継続していく上で、将来世代への継承が円滑に行われることが望ましいわけであり、長年にわたって要望している、事業承継に関わる本格的な個別税制の創設を強く求め

ます。地域経済の振興策は、第一に人口流出に歯止めをかけること、次に、いわゆるコンパクトシティなど少子高齢化社会における生活居住環境を整備すること、そして、雇用を通じて消費を支えている中小企業(農・工・商)を育成することではないでしょうか。

2. 行政改革と財政健全化

我が国は先進国で最悪の借金大国になり、いまや借金残高は国内総生産(GDP)の2倍を大きく超え、第二次世界大戦の終戦時並みの水準になってい

ます。将来世代へのツケ回しを続けている赤字財政の現状を改め、

財政再建策を早急に打ち出すべきであり、議員や公務員の定数と配置、並びに給与の見直しは、第三者の評価に耐え得る公正さが求められ、情報公開と透明性の確保が不可欠です。

国民に、増税や行政サービスの低下といった「痛み」の受け入れを求めるとは、政治と行政当局の改革についての断乎たる意志と実行が不可欠です。

3. 社会保障制度の改革

社会保障制度は、現役世代が高齢者世代を支える構図となっており、制度を安定的に持続させるためには、負担と給付のバランスが肝要であり、税金による公的負担と個人の保険料負担、併せて自助努力により維持する方策を、早急かつ真剣に検討すべきではないでしょうか。

なお、アンケートの結果では、社会保障制度を安定的に持続し、将来不安を解消するためには、消費税などの増税により公的負担を増やすとの回答が約6割になって

4. 税負担のあり方

公平、中立、簡素の租税三原則のうち、最も大事なものは公平性であり、それを担保するうえで、税法は簡素であることが不可欠です。

租税特別措置法の累積された政策減税の廃止を含む整理が必要であり、適用期限が来たら早

急に廃止を含めて見直すべきです。次に、平成29年度税制改正で、配偶者控除の見直しが行われましたが、小手先の改正に止まっています。

昨年われわれは、所得税の課税単位を個人から世帯単位に、即ち、N分N乗方式の導入を提言しましたが、これにより少子化対策としての効果が期待でき、配偶者の就業調整や社会保険料負担の正常化にも役立つと考え

ます。少子高齢化が進み、人口減少が現実のものとなっている今日、是非前向きに検討することを強く望みます。

5. 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

まず、中小企業への軽減税率適用所得金額を2千万円程度に引き上げ、併せて軽減税率の引き下げを求めます。次に、役員報酬の損金算入額は、企業の自主的な判断に委ねるべきと考えます。

また、退職給与引当金や賞与引当金について、繰り入れ時の損金算入を認めることで、会計基準との整合性を図るよう望みます。

「平成30年度

(2) 個人所得課税

所得再分配機能を強化する観点から、最高税率の引き上げを求める意見が多くありました。配偶者控除に関わる様々な問題を解決するために、先に提案したとおり、課税単位を個人から世帯単位、即ち、N分N乗方式の導入を求めます。

年金所得控除について、他の所得を含む所得が一定額（500万円程度）を超えるものについては、現役世代との公平性の観点から、控除額の引き下げを検討してもよいと考えます。

(3) 消費税

平成31年10月まで再延期された10%への税率の引き上げについて、アンケートの結果では、予定どおり引き上げるべきだとの意向が示されました。

また、将来にわたる消費税の負担限度については、15%までの回答が86.2%となつています。

社会保障と税の一体改革の目的である、社会保障制度の安定的な持続と財政健全化について、会員の理解が深まってきたのを感じます。

10%への税率引き上げは実行すべきです。

ところで、10%までは単一税率を維持し、軽減税率の導入には反対です。将来10%以上に引き上げる際

の逆進性の解消には、給付つき税額控除を採り入れるのが望ましいと考えます。

(4) 資産課税

従前に引き続き今回も、本格的な事業承継税制の創設を求める意見が、数多くあります。

アンケートでは、現行の納税猶予制度の要件緩和を望むものが28.2%ですが、本格的な事業承継税制の創設を求めるものは54.3%と過半数を超えています。

事業承継が円滑に行われることは、当該企業にとつてはもとより、地域経済を活性化するうえにおいても望ましいわけで、改めて、本格的な事業承継税制の創設を強く求めます。

(5) 地方税

事業税については、赤字法人も応分の負担をとの意見がありました。また、徒に外形標準課税の対象を拡げることなく、住民税均等割の引き上げ等で対処するよう求めます。

固定資産税の課税に当たっては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

その他、都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われるので、廃止すべきと

6. 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っています。

今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

150社より回答を

いただきました。

〔全法連主催・平成30年度税制改正に関するアンケート〕へのご協力ありがとうございました。

会員の皆様に、当会広報誌15号（春号）に、折込みにてお願いいたしました「全法連主催・平成30年度税制改正に関するアンケート調査」は、当会会員より150社からご回答をいただき、全法連にお送りいたしました。

今後、全法連において『税制改正提言内容』が決定され、会員の声“がまとめられます。ご協力ありがとうございました。

【誌面広告、チラシ折込みサービスのご案内】

(公社)鹿沼日光法人会では、広報誌「かぬまにっこう」を年4回(4月、8月、11月、1月)、各3,000部を発行し、会員、管内関係機関に配布しております。この度、会員企業のPRに活用いただきたく、下記のとおり、次号(第17号【11月1日発行号】)より、誌面広告、チラシ折込みサービスを始めます。

広告掲載料、折込み料については、次のとおりです。ぜひ、ご利用ください。

○広告掲載料(発行1回につき)

文中(白黒) 1段(横17.5cm×縦6cm) 10,000円

文中(白黒) 0.5段(横6.5cm×縦6cm) 5,000円

裏表紙(カラー) 1面(横18.5cm×縦25.5cm) 50,000円

裏表紙(カラー) 0.5面(横18.5cm×縦12.5cm) 25,000円

○チラシ折込みサービス(折込み料)*会員配布分2,100部をご用意ください。

A4判 1種類につき 20,000円

(注)・料金は、いずれも消費税込みの料金となっております。・誌面広告、チラシ折込みサービスのご利用については、事前に指定の申込み書によりお申し出ください。



管内イベント情報(8月～12月)

*各ブロック管内のイベントを掲載しました。詳細については、各ブロックにお問い合わせください。

鹿沼ブロック(☎0289-65-1111)

事業名(行事名)	開催日・時間	開催内容等
親山生子神社泣き相撲 (於)生子神社	9月24日(日) 午前9時～午後4時	幼児の健康を祈願する奇習として有名。 申込みは、9月9日(土)まで。
鹿沼秋まつり (於)鹿沼今宮神社周辺	10月7日(土)・8日(日)	ユネスコ無形文化遺産。7日 屋台繰り込み・繰り出し、8日 市民パレード及び屋台揃い曳き。

栗野ブロック(☎0289-85-2281)

"スー爺サンタ"の軽トラ市 (於)県道15号(役場前交差点～口栗野交差点)	10月15日(日) 午前10時～午後1時	歩行者天国による、軽トラック等荷台での農産物等販売。歌謡ショー等、楽しいイベントも開催。
--	-------------------------	--

今市ブロック(☎0288-30-1171)

2017年 日光夏の花火 (於)大谷川河畔	8月5日(土) 午後7時～午後8時30分	夏の夜空を彩る「日光夏の花火」
日光商工会議所70周年記念事業ミュージカル KINJIRO!(わらび座) (於)日光市今市文化会館	10月3日(火) 午後6時開場 午後6時30分開演	申込みは、8月22日(火)～チケットがなくなり次第終了。 入場料は、一般1人2,000円
今市屋台まつり (於)JR今市駅前通り	10月15日(日) 午後1時～午後7時	各町の屋台の迫力満点のぶっつけ。

日光ブロック(☎0288-50-1171)

第30回記念日光山輪王寺薪能 (於)日光山輪王寺三仏堂前	8月26日(土) 午後5時開場 午後6時開演	鑑賞券あり。ご希望の方は、同実行委員会まで。
第18回日光ソーデーウォーク (於)日光市日光総合会館	9月2日(土)・3日(日) 受付:午前8時～(雨天決行)	申込みは、8月16日(水)まで。
第10回日光検定試験 (於)日光市中央公民館・日光商工会議所各事務所	9月3日(日) 試験時間:午後1時30分～午後3時	申込みは、8月18日(金)まで。
日光けっこうフェスティバル2017 (於)大谷川河畔、日光運動公園スポーツ広場他	10月14日(土) 昼の部:午前10時～ 花火大会:午後7時～8時 (雨天は15日まで順延)	秋の夜空を彩る「日光秋の花火」。昼の部は、各種イベントを実施。

藤原栗山ブロック(☎0288-70-1171)

SL「大樹」運転開始(東武鉄道) (於)鬼怒川温泉駅～今市駅間	8月10日(木)	東武鉄道により、主に土休日を中心に運転 詳しくは、 http://www.tobu.co.jp/sl/
温泉夏まつり (於)鬼怒川温泉湯の街公園、川治ふれあい公園	鬼怒川温泉:8月13日(日)14日(月) 川治温泉:8月14日(月)15日(火)	お子様向けのイベントや打上花火、抽選会を実施。
鬼怒川温泉夏の花火 (主催:鬼怒川温泉街)	8月12日(土)13日(日)14日(月)19日(土)	8月の土曜日と温泉夏祭り時に花火を打上げ。

足尾ブロック(☎0288-93-2267)

日光市・第11回「足尾石刀節」全国大会 (於)日光市足尾市民センター	8月6日(日) 午前9時30分開演。 式典:午後1時30分～(予定)	足尾民謡(石刀節)のコンクール。
足尾町納涼祭 (於)足尾行政センター前駐車場	8月13日(日) 午後6時30分～9時30分	盆踊り、仮装大会、各種団体による出店販売等を実施。

(公社)鹿沼日光法人会セミナー等のスケジュール

月 日	時間・場所	タイトル・内容	講師
9月20日(水)	午後1時30分～午後3時 (於)日光商工会議所大会議室	法人税・消費税の決算説明会	鹿沼税務署担当
9月21日(木)	午後1時30分～午後3時 (於)鹿沼商工会議所大会議室	法人税・消費税の決算説明会	鹿沼税務署担当
9月26日(火)	午後1時30分～午後3時30分 (於)鹿沼市民情報センター	新設法人説明会	鹿沼税務署担当
11月28日(火)	午後1時30分～午後4時 (於)鹿沼市民情報センター	F&Mセミナー(経営者セミナー)	㈱エフアンドエム中小企業 コンサルティング部長 市川 賢 氏

会員紹介

マルニホーム(丸二産業株式会社)

所属 鹿沼ブロック
代表者 小田部 敏也
住所 鹿沼市縦山町 45-1
TEL 0289-62-2294
FAX 0289-62-2832
メール maruni@bc9.ne.jp
URL http://www.marunihome.com/



「家族温」「自然温」「素材温」の3つの温
[ON] をすまいづくりにとりいれた
 温もりの家をご提案します。



野州吟醸味噌 有限会社 神保栄三久商店

所属 今市ブロック
代表者 神保 隆
住所 日光市今市 1402
TEL 0288-21-0237
FAX 0288-22-7719
メール info@yoimiso.com
URL http://www.yoimiso.com



「醸造は芸術なり」の信念のもと
 本来の味噌の味を守り続けて、百余年、
 日本の食を守るべく、努力しております。



雑談◆雑学の庭

破天荒な人生と想っていたのは…

いま国会で「そもそも」とは、どういう意味なのかでも
 めている。共謀罪法案に関する安倍首相の答弁から火が付
 いたものだが、詳しいことは新聞等で…。

日本語は難しい—と思うようになった。それまでちよっ
 とは自信を持って接してきたのに、先日、テレビで「破天
 荒(はてんこう)」の正しい意味を知って自信が揺らいだ。

「豪快で大胆」と思っていますか？ 実は「これまで
 誰も成し得なかったことをすること」なのだ。文化庁の調
 査(平成20年)によると正しい答を出したのは約17%とい
 うから、筆者は大勢の中に入っていたわけ。

同庁のホームページには、その種の言葉を多く載せて啓
 蒙を行っている。

その一部を紹介すると、「さわりだけ聞かせる」の「さわ
 り」とは？ 「姑息(こそく)」の意味は？ ホームページ
 をのぞくと改めて、「日本語は難しい！」と、きつと思うから。
 その中でも驚いたのは「割愛(かつあい)」である。不要
 なものを切り捨てるではなく、惜しいと思いつつも省略
 したり捨てたりすることが正しい意味なのだ。

偶然とはいえ良い言葉を見つけた。わたくし、まだまだ
 書きたいこともあります。割愛させていただきます。

【作者略歴】

藤木順平(ふじき・じゅんべい)本名・藤田順一)フリーランスライター。
 1976年早大理工学部卒業。
 NHK「てんぷく笑劇場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウル
 トラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなど
 を執筆するかわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行
 う。1993年から2007年まで(株)エフシージー総合研究所に勤務、労働組合など
 の広報紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約54.9%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成29年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

宇都宮支社/栃木県宇都宮市大通り4-1-18
TEL 028-622-2641

AIU AIU損害保険株式会社

宇都宮営業支店/栃木県宇都宮市松が峰1-3-15
(富士火災宇都宮ビル2F) TEL 028-346-4100

F-28-1026(平成29年3月16日)

・・・表紙の写真説明・・・

【榎木町の山車・彫刻屋台運行】

今年は、8月26日(土)[宵祭]・27日(日)[本祭]の両日行われる。榎木町は、「日の出町」「寿町」「海運町」の3つの自治会が、それぞれ屋台を保有しており、大杉神社の祭礼として2日間実施され、3台の屋台による「ぶっつけ(お囃子の競演)」が披露される。

- 発行所 公益社団法人 鹿沼日光法人会
〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 TEL0289-65-1201
- 発行人 会長 / 高橋 宏
編集人 / 広報委員会